

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	仮清算金の徴収
法 令 名根 拠条項	土地区画整理法 第102条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第102条第1項の規定による。

(仮清算)

第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	